

建労会館の新築工事 (木造RC混構造) 施工従事者を募集します!



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 藤岡 祐二
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

入念な打ち合わせ後、広島国税局交渉へ

民主的な税務行政に 向けた10項目を要請



広島建労「組合員限定」の 労働者供給事業です。

募集職種 **大工** **左官** **内装(クロス張り)**

建設現場：広島市西区横川新町8-12

従事期間は職種によって違いますが、
4月頃から順次スタート。

日当：19,000円から(交通費・法定福利費別途支給)

興味のある方は建労本部または所属の地連事務所へ。

- 1 「建労会館新築工事施工従事者の募集案内を見た」とご連絡ください。募集案内と申込書をお渡しします。
(広島建労HP「新着情報」からも入手可能)
- 2 労働者供給事業に参加される方は、申込書をFAX送信(082-294-0248)し、①②③いずれかの日程の説明会に必ずご参加ください。※ご参加いただかないと、労働者供給への参加はできません。

【広島建労会館新築工事労働者供給事業説明会】

日時：3月7日(火) ①19時から

3月12日(日) ②10時から、③14時から

会場：広島建労草津事務所(西区草津東1-7-32)

申込方法：労働者供給申込書を参加希望日3日前までに建労本部へFAX送信
(082-294-0248) してください。



第67回 定期大会の招請



第67回広島県建設労働組合定期大会を来る3月18日(土)午後0時30分から、ワークピア広島で開催します。
ご出席いただく代議員各位におかれましては、事前に議案についてご検討いただき、大会が成功のうちに終了できますように、ご協力をお願いいたします。

執行委員長 原 正
記

日時：2023年(令和5年)3月18日(土)

午後0時30分から

場所：ワークピア広島(広島市南区金屋町1-17)

★労働保険の更新月です!★

1人親方労災保険：

3月3日金まで

労働保険一括有期事業：

3月10日金まで

※日額変更：2月24日金まで



交渉後の解団式を終えた中国地協の代表団
ました。

「インボイス制度については3月号で特集を予定」
「電子化の推進にあつては、十分な配慮」要請については、局側から「納税者のいろいろなニーズを踏まえて、配慮をしつつ、デジタル化を進めていく」と回答がありました。
要請書項目以外の「電子帳簿保存法の延期と制度の見直し」「申告書のプレプリントの紙配布」「インボイス制度の登録が9月末で間に合う周知」についても要望を伝えました。

【県・税対部長・森末 高正】12月13日(火)、広島合同庁舎3号館第16共用会議室で広島国税局に要請を行いました。
要請を行ったのは、全建総連・西税対部長と中局側2人にご対応いただきました。
交渉は森末税対部長(広島建労)の司会進行で、池田団長(鳥取建連)があいさつを行い、建設業の小零細な事業者や現場で働く労働者・職人の仕事と暮らしの実態に配慮した民主的な税務行政に向けた10項目の要請書を局側へ手渡しました。
「コロナの影響で納税した。猶予や納税者に寄り添った柔軟な対応」要請に対し、局側からは「国税HPや関係民間団体を通じて積極的な広報を行っている」と回答がありました。
今回はインボイスについての議題が多く、免税事業者から課税事業者になることは一大決心。ただ番号をもらうだけではなく、消費税の納税義務が生じるということの理解が必要でした。
解団式では、全建総連・西税対部長から、「インボイス番号の発行」元請等との価格交渉」と位置付けて対応するようにご指導いただき、閉会あいさつで要請を終えました。

中国地方整備局懇談

【県・賃対部長・輪直幸】12月20日(火)に合同庁舎会議室で、全建総連中国地方協議会とは中国地方整備局と懇談を開催。中国整備局からは梅谷企画部課長補佐をはじめとする5人、佐をはじめてとする5人、中国地協からは全建総連・長谷部賢対部長をはじめとする代表11人が参加しました。
懇談では、5項目の要請を行ったのちに意見交換。公共工事設計労務単価と賃金の格差については局側も把握しており、「今後は施工体制台帳など厳しくチェックする」と返答をいただきました。今後への期待が大きく膨らみました。



吉澤議長(左)から局側(右)へ要請書を渡す



労務単価との賃金格差を訴える代表団

【要請項目】

- ①最終下請けまで公共工事設計労務単価と法定福利費を行き渡らせる
- ②原価を下回るダンピング防止と一般管理費などの最低価格を引き上げた入札制度の改善
- ③下請けと現場労働者への新型コロナウイルス感染時の休業補償
- ④建設キャリアアップシステムのさらなる普及促進
- ⑤建設業退職金共済制度の運用利回り見直しと民間工事での活用促進

確定申告の活用に: 機関紙「全建総連」2023 年 1 月 16 日号から一部転載 (3・4 面へ続く)

消費 税

消費税の納税義務者

1 消費税の納税義務

国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、売上時に受け取った消費税から仕入で負担した消費税を控除した残額について納税義務を負うことになります。ただし小規模零細事業者については、納税の負担や事務の煩雑さに配慮して、消費税の納税義務を免除しています。

納 税 義 務 者	国内取引	…国内において課税資産の譲渡等を行った事業者
	輸入取引	…保税地域から課税貨物を引き取る者 (輸入者)

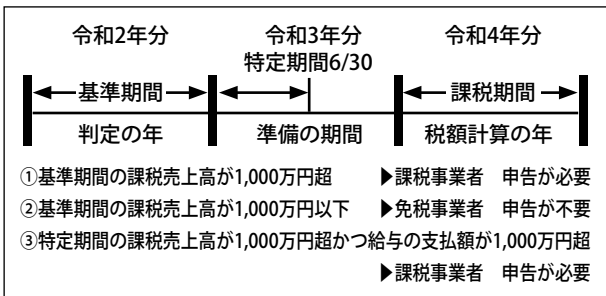
2 納税義務が免除される判断基準等

① 納税義務が免除される課税売上高 (免税点) は 1,000 万円以下です。個人事業者の場合、2020 (令和 2) 年 (基準期間) の課税売上高が 1,000 万円を超えたら、2 年後の 2022 (令和 4) 年が消費税の課税事業者となります (事由が生じた場合、速やかに消費税課税事業者届出書を提出します)。また簡易課税制度を選択しようとするときは「消費税簡易課税制度選択届出書」を課税期間の初 日の前日までに提出する必要があります。

なお簡易課税を一旦選択した場合は原則として 2 年間は変更できないことに注意が必要です。

② ① の基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間 (個人事業者の場合は課税期間の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで、法人の場合は原則として前事業年度開始から 6 カ月) の課税売上高が 1,000 万円を超える場合には課税事業者になります。

なお課税売上高に変えて、特定期間中に支払った給与の支払額が 1,000 万円超か否かで判断することも可能です (どちらかが 1,000 万円以下の場合は課税事業者にはなりません)。



3 納税義務が免除される事業者の課税選択

納税義務が免除される事業者には納税義務はありません。しかし反面、設備投資等により仕入にかかる消費税額が売上にかかる消費税額を上回った場合でも消費税の還付を受けることはできません。その場合、課税事業者になろうとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで課税事業者になることができます。課税事業者選択届出書を提出し課税事業者となった場合は、その後、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出し、その課税期間における 課税売上高が 1,000 万円以下であれば、原則としてその翌年から免税事業者に戻ることができます。ただし課税事業者となった日から 2 年を経過するまでの間に税抜 100 万円以上の固定資産を購入した場合は、課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から 3 年間は免税事業者となることはできません。

消費税の納付税額

① 消費税の納付税額は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入高に含まれる消費税額を差し引いた額となります。

② 納税する消費税額の内訳は、国税としての消費税と地方税としての地方消費税の合計額です。なお 2019 (令和 元) 年 10 月 1 日に消費税率が 10% に引き上げられ軽減税率が導入されたことから、2022 (令和 4) 年の申告では本則税率 10% と軽減税率 8%、また経過税率に区分して計算することが必要です。

③ 仕入控除税額の計算は本則課税と特例の簡易課税があります。本則課税が実際に支払った課税仕入分により消費税額を計算するのに対して、簡易課税は課税売上比率に事業別の「みなし仕入率」を乗じて計算します。この簡易課税制度は原則として中小企業についてだけ認められた特別な計算です。

なお、簡易課税制度の適用を受けるためには、適用を受ける課税期間の前日までに所轄税務署に「簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。提出しない場合は本則課税が適用されます。ただし簡易課税制度選択届出書を提出しても、基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える場合には、本則課税が適用されます。

本則課税と簡易課税の特徴と注意点は以下になります。

申告方法	特 徴	注意点
本則課税	① 消費税課税取引判定表に基づいた帳簿等の記載による税額計算 ② 課税売上割合により仕入控除税額の計算方法が決定	① 帳簿と請求書等の保存の要件が厳しく、記載の不備を指摘された場合は、控除対象仕入税額が否認されることがあります。 ② 仕入税額控除の要件が令和元年 10 月 1 日から区分記載請求書等保存方式、令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式 (インボイス制度) となります。
簡易課税	① みなし仕入率を用いた税額計算 ② 事業区分の判定	① 税務署に「簡易課税制度選択届出書」の事前提出が必要。提出を忘れると本則課税による申告となります。 ② 届出を一度提出すれば、以後、簡易課税の適用を受けます。但し、2 年間は本則課税を選択できません。 ③ 基準期間における課税売上高が 5,000 万円を超える場合は簡易課税の適用は受けられません。 ④ 事業別の「みなし仕入率」を適用するため、事業区分の判定が必要です。 ⑤ 複数の事業を営む場合は、事業ごとに売上を区分します。

※インボイス制度については 3 月号で特集を予定しています

広島の中間の勇姿取材

三次カータープロジェクト

海外で交流を深めた小山さん (右上)



【県・教宣部長・中西哲也】11 月 27 日 (日)、全建総連・正垣教宣部長が、広島建労の草津事務所に来広。当日は担い手育成事業で指

身につけた技を發揮

【全建総連・教宣部長・正垣尊清】広島県三次市甲奴町の正願寺の梵鐘 (ぼんしょう) は、数奇な運命をたどって、1985 年、アメリカ第 39 代大統領ジミー・カーター氏に寄贈されました。

梵鐘は、日米友好を象徴する「平和の鐘」として、ジョージア州のカーターセンターに「台座に置かれた」状態で展示されており、「何とかしよう」とプロジェクトがスタートしました。

「鐘樓堂を造ったのは 2 回目。柱が転んでいる (傾斜がある) から、住宅とは違うけど、青年技能競技大会の課題の大きい版かな」と小山さん。全建総連全国青年技能競技大会に 9 回出場。第 31 回技能グランプリでは銅賞を受賞した腕の持

ち主です。この釣鐘を安置する鐘樓堂の建設に小山さんは、鐘樓堂の設計、材料の加工を行い、現地職人と建設工事に携わりました。初の渡米で不安を感じていた小山さん。「初の渡米だが、プロジェクト団体のジョージア日米協会の人たちが親切で、不自由はなかった。現地の人と一緒にできたことが一番良かった」と今回の経験を振り返ります。

海外の仕事で苦労も

そんな小山さんの仕事について「作業は相当苦労し

ますので、広島で活躍する仲間の方をぜひご覧ください。記事の全文は建労 HP「新着情報」に掲載しています。

たと思う」と語るのは、プロジェクト支援実行委員会事務局の三次市甲奴支所長の杉原達也さん。日本で加工した部材を送る際、米国内で発行された輸入許可証

に「加熱処理が必要」とあり、防疫所の指導で、80℃で 27 時間の加熱処理を行うことになったとのこと。「材料の一部が変形や変色していたため現地でも削り、加工し直したと聞いている」とエピソードを交え、小山さんへのねぎらいの言葉を口にした。

【総務省 HP より】

税金 Q&A コーナー

税金対策部

自動車の利用に対して課税が?

Q1: ネットを見ていたら、車、走るごとに税金が掛かるというニュースがあったのですが?

A1: 未だ議論中ですが、自動車関連の税収減少が続く、道路の維持費が確保できないとして、自動車の利用に対して課税することで、税収を確保しようというものです。サステナブル、SDGs、カーボンニュートラルなどで、今後、環境にやさしいハイブリット車や、電気自動車が普及することで、現在の税制では自動車関連税がこの先どんどん減少することが予測されるため、これまでは購入、保有にかかっていた車の経費を、利用した分だけ払う、走行距離に応じて払う (海外では導入されている国もある)。通行税はともかく、今後、自動車メーカーは大きな岐路に立たされているのかも知れません、エンジンを作って、ガソリンを入れて、そんな時代はもうなくなるかもしれません。

自動車関連税	取得	保有	利用	走行
自動車に關しては、取得・保有・走行の各段階において総合的な課税が行われています。	ガソリン車等 ディーゼル車	自動車税 (道府県税) 環境性能割・種別割 軽自動車税 (市町村税) 環境性能割・種別割	自動車重量税 自動車重量税 譲与税として 地方団体に譲与	【国税】 揮発油税 地方揮発油税 軽油引取税 (道府県税) 軽油引取税 (道府県税)
【取得 (購入時)】 ・自動車税環境性能割 (自動車) / 軽自動車税環境性能割 (軽自動車) → 購入時に【取得価額】×【税率 (0~3%)】。 ・自動車税種別割 (自動車) → 自動車の種別等に応じた税額の購入の翌月から年度末までの月数分。 例) 9 月に購入: 10 月から翌年 3 月までの 12 分の 6 か月分				
【保有】 ・自動車税種別割 (自動車) / 軽自動車税種別割 (軽自動車等) → 年に 1 回、自動車 (軽自動車) の種別に応じた税額。				
【走行 (必要な燃料)】 ・揮発油税・地方揮発油税 (ガソリン車等) / 軽油引取税 (ディーゼル車) → 揮発油税は 48.6 円 / リットル、地方揮発油税は 5.2 円 / リットル、軽油引取税は 32.1 円 / リットル。 ※以上のほか、利用 (車検) 時に自動車重量税 (自動車・軽自動車) → 車検時に、車両の重量に応じた税額。 ※税率等は、2022 年 4 月 1 日時点。				

事業所得の計算

1. 事業所得の計算について

個人事業の場合、1年間（1月1日～12月31日）の総収入金額から、必要経費を差し引いた金額が事業所得となります。

総収入金額

—

必要経費（工事原価・一般経費）

=

事業所得

2. 令和4年分の総収入金額となるもの

（1）工事収入《図1》・《図2》

令和4年中に完成・引渡を終えた工事の請負代金を総収入金額に計上します（工事完成基準）。

- ①工事代金が未収でも、完成・引渡により収入が確定した場合、その請負代金を総収入金額に計上します。
- ②期末仕掛工事で前受金を受け取った場合は、令和4年分の総収入金額には計上しません。

（2）自家消費

仕入れた材料を自宅や作業場などの増改築等に使用したり、親族等は無償や低額で渡した場合は、自家消費として収入に計上しなければなりません。

収入に計上する金額は原則として「通常の販売価格（定価）」とされていますが、建設資材など仕入れ金額や定価がわかる物は帳簿に記載がある場合に限り「仕入金額」または「定価の70%」のいずれか高い方の金額とすることができます。

なお、自家消費による外注費等は経費に計上しません。

※消費税でも自家消費は課税売上となります。

（3）雑収入

事業に関連して得た収入を雑収入として計上します。

- ①廃材や作業クズなどの売却収入
- ②取引相手などからの紹介料、リベート収入など
- ③従業員宿舍の使用料収入

※事業用の車両や機械などを売却して得た収入は譲渡所得として取り扱います。

（4）新型コロナ等に対する給付金について

事業者の収入が減少したことに対する補償や必要経費に対する補てんを目的とした給付金は、所得税は原則として、事業所得になります。なお、消費税は課税対象に当たらず不課税（課税対象外）となります。

3. 必要経費のまとめ方

令和4年分の工事収入

を得るためにかかった必要経費を、工事原価と一般経費に分けて整理します。

【必要経費】

① 工 事 原 価	材 料 費	木材、資材、建築金物などの材料費用
	外 注 費	内装、電気、配管工事など外注した工事費用
	労 務 費	常用・手間請職人、アルバイト等への賃金
	現場経費	工事現場で必要な費用
②一般経費	事業活動を継続していく上で必要とされる費用	

（1）工事原価をまとめる上での注意《図1》

- ①令和4年分の完成・引渡工事に直接関わった材料費、外注費、労務費、現場経費などの費用を請求書や領収書等に基づいて明らかにします。
- ②未払いでも完成・引渡工事に該当する費用は計上します。
- ③仕掛工事で期末（12月31日）までに支出した費用は、完成・引渡した年の費用に計上するため、令和4年中に支出した工事費用総額から、仕掛工事分として差し引くことに注意します。

《図1》令和4年分の工事収入となる工事の範囲			
前年（令和3年）		当年（令和4年）	翌年（令和5年）
1月1日		12月31日	
× 前年完成・引渡工事（前年の収入・必要経費となります）		○ 前年着工、当年完成・引渡工事（工事代金が未収でも当年の収入・必要経費とします）	
		○ 当年着工、当年完成・引渡工事（工事代金が未収でも当年の収入・必要経費とします）	
		× 当年着工、翌年完成・引渡工事（前受金等を受領しても翌年の収入・必要経費となります）	

《図2》令和4年分となる工事収入（完成工事高）の内訳（例）				
工事名称		工事期間	請負金額	値引額
当年着工～当年完成引渡 佐藤不動産（手間請）		令和4年1月～3月	153万円	（注1）
当年着工～当年完成引渡 鈴木邸新築工事		令和4年5月～10月	1,800万円	10万円
当年着工～当年完成引渡 その他工事8件		令和4年1月～令和4年11月	175万円	
当年着工～翌年完成引渡 山本邸増改築工事		令和4年11月～令和5年1月	121万円	（注2）

（注1）材料費支給による工事

（注2）令和5年完成・引渡工事分の入金や期末仕掛工事の前受金は令和4年分の工事収入には計上しません。工事に支出した費用を期末仕掛工事として工事原価から差し引きます。

（2）材料費のまとめ方

- ①前年（令和3年）から引き継いだ在庫材料（期首棚卸高）を令和4年分の材料費に加えます。
- ②仕入先からの請求書等に基づいて、令和4年中に仕入れた材料費をまとめます。
- ③期末（12月31日）の在庫材料を調べます（令和4年分の材料費に計上しないための作業）。
- ④仕掛工事で期末までに使用した材料費を確認して、期末仕掛工事支出分としてまとめます（令和4年分の材料費に計上しないための作業）。

【期末材料棚卸の目的等】

期末在庫材料は、すでに材料の支払いが済んでいても令和4年分の材料費には計上しません。なぜなら未使用の材料は次の年に使う予定であり、使用した年の材料費に計上するからです。そこで期末時点で未使用の在庫材料を、令和4年中に仕入れた材料から差し引く手続きが必要となります。

また貸借対照表を作成する場合は、この期末在庫材料を棚卸資産として計上します。

①期末時点の在庫材料の数量を確認します。

②最後に仕入れたときの価格で材料棚卸高を計算します。	在庫材料名	数 量	消費税込み単価	金 額
③仕入れた材料費を消費税込みで計上している場合は、期末時点で未使用の在庫材料を消費税込みで計上します。	スギ角120	15	4,500円	67,500円
	ヒノキ角150	12	7,400円	88,800円
	期末材料棚卸高の合計（消費税込み）			156,300円

（3）外注費のまとめ方

- ①令和4年分の費用として計上するのは、令和4年中に完成・引渡をした外注工事分です。
- ②完成・引渡をした外注工事分の中で未払いの外注費についても、費用として計上します。
- ③令和4年に前年完成・引渡分の支払いをした場合は、決算上はすでに前年の外注費に計上されているため、当年分の支払計上額からは除きます。
- ④仕掛仕事で期末（12月31日）までに支払った外注費を期末仕掛工事としてまとめます（令和4年分の外注費に計上しないための作業）。

（4）労務費のまとめ方

- ①令和4年中に支払った職人、応援、アルバイト等への支払賃金を労務費として計上します。
- ②期末（12月31日）までに支払った賃金で、仕掛となる工事にしか従事しない職人等の労務費は、期末仕掛工事とします（令和4年分の外注費に計上しないための作業）。

（5）現場経費について

- ①現場経費に計上したものは、一般経費に計上しません（二重計上となるため）。
- ②現場経費の主なものとして、建設機器等のリース料、廃材処理費、仮設事務所、仮設トイレ等の設置費用、現場の損害保険料、工事現場での駐車場代、現場での茶菓子代などがあります。

※令和元年10月1日より、消費税率引き上げと軽減税率の導入に伴い、消費税の課税対象者が仕入税額控除をするためには、区分請求書等の保存と区分経理が必要です。

（6）期末仕掛工事のまとめ方

- ①仕掛工事にかかった材料費、外注費、労務費等の工事費用は、完成・引渡した年の費用に計上します。
- ②そのため、仕掛工事の中で12月31日までに支出した費用を期末仕掛工事としてまとめます。

期末仕掛工事の支出内訳	
山本邸増改築工事（令和4年11月6日着工）	支出金額
材料費、外注費、労務費、現場経費	575,370円
期末仕掛工事支出金 合計	575,370円

（7）工事原価の計算（例）

工 事 原 価	期首棚卸高	①							← 前年から持ち越した在庫材料		
	期首仕掛工事	②							← 前年の仕掛工事の金額		
	期首商品(製品)棚卸高(①+②)	③									
	材料仕入高	④	6	0	4	9	4	3	0	← 当年の仕入高	
	労務費(支払賃金)	⑤	3	2	8	3	3	0	0	← 1～12月の支払合計	
	外注費	⑥	6	4	4	6	0	0	0	← 請求書等に基づく支払総額	
	現場経費	⑦		4	2	3	2	4	0		
	仕入金額(製品製造原価④+⑤+⑥+⑦)	⑧	1	6	2	0	1	9	7	0	
	小 計(③+⑧)	⑨	1	6	2	0	1	9	7	0	← 1～12月の支払合計
	期末棚卸高	⑩		1	5	6	3	0	0	← 期末の在庫材料	
	期末仕掛工事	⑪		5	7	5	3	7	0		
期末商品(製品)棚卸高(⑩+⑪)	⑫		7	3	1	6	7	0			
差引原価(⑨-⑫)	⑬	1	5	4	7	0	3	0	0	← 当年の工事収入に掛る工事原価	

（8）一般経費のまとめ方

- ①領収書や請求書等に記載された金額を、その内容や用途に応じた費用科目に分類して記帳します。
- ②自動販売機の利用などで、領収書が得られない場合には、出金伝票に日付、金額、相手先、内容を記録保管して記帳に備えます。
- ③計上額は消費税込みの金額とします。
- ④未払いでも令和4年中に支払い義務が確定している費用は計上します。
- ⑤水道光熱費、電話（携帯電話）代など自宅と共用している場合は、事業で使用した割合分を経費に計上します。
- ⑥取得金額が10万円以上や1年以上使用可能なものは、減価償却計算をして当年分の償却費用を計上します。

※令和元年10月1日よりの軽減税率の導入に伴い、消費税の課税対象者が仕入税額控除をするためには、区分請求書等の保存と区分経理が必要です。

4. キャリアアップシステム登録料の経費計上について

所得税法は必要経費について「総収入金額を得るために直接要した費用の額及び販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用」としています（所得税法第37条）。したがって、社員にキャリアアップカードを取得させることが事業遂行上必要と事業者が判断する場合は必要経費として計上することができます。経費科目の選択も事業者の判断によりますが教育研修費や支払手数料に計上するのが一般的と考えられます。

所得控除の一覧表

控除の種類	控除を受けられる場合、内容、区分	控 除 金 額	
		所得税の場合	住民税の場合
雑損控除	本人又は扶養家族の有する生活用資産について風水害、火災等の災害、盗難又は横領による損害	「損失金額－保険金等により補てんされた金額」＝① ①の金額－（総所得金額等の合計額×10％） 災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除	支払った医療費から合計所得金額の5％と10万円を比べて少ない方の金額を引いた額	最高200万円まで	最高200万円まで
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	1月1日から12月31日までに購入した医薬品（スイッチOTC薬等）の合計額から12,000円を差し引いた額。なお、控除を受けるためには予防接種や健康診断など国が定める取り組みを当年中に行っていることが必要です。 (適用期間平成29年1月1日～令和8年12月31日)	12,000円を超えた金額。 但し、控除上限は88,000円	12,000円を超えた金額。 但し、控除上限は88,000円
社会保険料控除	国保、年金、介護保険料、年金基金、健保、労災保険の特別加入者の保険料 ※国民年金、年金基金の社会保険料控除には「社会保険料（国民年金保険料、年金基金）控除証明書」の添付が必要です。	全 額	全 額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、心身障害者扶養共済の掛金	全 額	全 額
生命保険料控除	《旧契約の控除－平成23年12月31日以前に契約締結》 ①一般生命保険料控除 最高5万円 ②個人年金保険料控除 最高5万円 《新契約の控除－平成24年1月1日以後契約締結》 ①一般生命保険料控除 最高4万円 ②個人年金保険料控除 最高4万円 ③介護医療保険料控除 最高4万円 ↓ ①または①、②または②、および③を合計して最高12万円が限度となります。 【旧契約と新契約がある場合の計算方法】 一般の生命保険料に新契約と旧契約が混在する場合は、両方を計算します。新契約は新契約の計算方法で、旧契約は旧契約の計算方法で控除額を算出します（上限各5万円）。旧契約のみで計算した場合に控除額が4万円を超える場合は、新契約を考慮せずに旧契約のみで計算したほうが有利になるということです。 個人年金保険料に新契約と旧契約が混在する場合も同様です。なお、介護医療保険料については新契約のみですので、上記のように有利、不利を検討することは発生しません。	《旧契約》 2万5千円以下 支払保険料等の全額 2万5千円超 5万円以下 支払保険料等×2分の1＋12,500円 5万円超 10万円以下 支払保険料等×4分の1＋25,000円 10万円超 50,000円	《旧契約》 1万5千円以下 支払保険料等の全額 1万5千円超 4万円以下 支払保険料等×2分の1＋7,500円 4万円超 7万円以下 支払保険料等×4分の1＋17,500円 7万円超 35,000円
		《新契約》 2万円以下 支払保険料等の全額 2万円超 4万円以下 支払保険料等×2分の1＋10,000円 4万円超 8万円以下 支払保険料等×4分の1＋20,000円 8万円超 40,000円	《新契約》 1万2千円以下 支払保険料等の全額 1万2千円超 3万2千円以下 支払保険料等×2分の1＋6,000円 3万2千円超 5万6千円以下 支払保険料等×4分の1＋14,000円 5万6千円超 28,000円
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当分の保険料	全額（最高50,000円まで）	支払保険料×0.5（最高25,000円まで）
経過措置	平成18年12月31日までに締結した長期保険契約（損害保険契約等のうち満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの）	最高15,000円まで	最高10,000円まで
	※地震保険料＋経過措置	※最高50,000円まで	※最高25,000円まで
寄附金控除	国または地方公共団体等、政党、認定NPO法人、特定の公益財団法人等への特定寄附金 ※「政党、認定NPO法人等寄附金特別控除」（税額控除）も可能。 寄附金から2,000円を控除した金額の40％（政党は30％）。 ただし所得税額の25％までが限度。	「特定寄附金の支出額」と「総所得金額等の合計額の40％」とのいずれか少ない方の金額－2,000円	寄附金税額控除（各自治体の条例で定められる） 次のうちいずれか低い方の金額を控除する ①都道府県、市町村若しくは特別区又は都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支店に対する寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の30％－2,000円

控除の種類	適 用 対 象		所得税	住民税
配偶者控除	一般の配偶者（パート収入等が103万円までの場合に適用） ※下表参照		38万円	33万円
	老人配偶者（70歳以上）【昭和28.1.1以前生】 ※下表参照		48万円	38万円
配偶者特別控除	※下表参照		最高38万円	最高33万円
扶養控除	一般扶養親族（16歳以上18歳以下）と成年扶養親族（23歳以上69歳以下） 【平成16.1.2～平成19.1.1生】と【昭和28.1.2～平成12.1.1生】		38万円	33万円
	特定扶養親族（19歳以上22歳以下）【平成12.1.2～平成16.1.1生】		63万円	45万円
	老人扶養親族（70歳以上）【昭和28.1.1以前生】		同居老親以外 48万円 同居老親等 58万円	38万円 45万円
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族（1人につき）		障害者控除	27万円※
			特別障害者控除	40万円※
			同居特別障害者控除	75万円※
ひとり親控除	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次にあげる要件を満たすもの。 ①その者と生計を一にする子で課税標準の合計額が48万円以下、②本人の合計所得金額が500万円以下であること、③住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと。		35万円	30万円
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次にあげる者 ①夫と離婚した後婚姻をしない者のうち、次の要件を満たす者（i 扶養親族を有する、ii 合計所得金額が500万円以下であること、iii 住民票にその者と事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨の記載がされていないこと）。 ②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で①の ii と iii の要件を満たす者。		27万円	26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得金額が75万円以下で、給与と所得等以外の所得が10万円以下		27万円	26万円
基礎控除	《合計所得金額》 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超		48万円 32万円 16万円 0	43万円 29万円 15万円 0

※配偶者控除及び扶養控除を受けていて「障害者」「特別障害者」「同居特別障害者」に該当する場合は、障害者控除も対象となります（なお16歳未満の年少扶養控除は廃止されていますが、障害者控除の対象になります）。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額表

	配偶者控除		配偶者特別控除									
	配偶者の合計所得金額（所得48万円以下）		配偶者の合計所得金額									
確定申告する人の合計所得金額	控除対象配偶者所得48万円以下（給与収入だけの場合103万円以下）	老人控除対象配偶者所得48万円以下（給与収入だけの場合103万円以下）	48万円超 95万円以下（103万円超 150万円以下）	95万円超 100万円以下（150万円超 155万円以下）	100万円超 105万円以下（155万円超 160万円以下）	105万円超 110万円以下（160万円超 166万7,999円以下）	110万円超 115万円以下（166万7,999円超 175万1,999円以下）	115万円超 120万円以下（175万1,999円超 183万1,999円以下）	120万円超 125万円以下（183万1,999円超 190万3,999円以下）	125万円超 130万円以下（190万3,999円超 197万1,999円以下）	130万円超 133万円以下（197万1,999円超 201万5,999円以下）	133万円超（201万5,999円超）
900万円以下	38万円	48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円
1,000万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※配偶者控除が受けられる老人控除対象配偶者は昭和28年1月1日以前に生まれた方（70歳以上の方）。
※配偶者特別控除の「配偶者の合計所得金額」欄の（ ）内の金額は、配偶者の収入が給与所得だけの場合の給与収入の金額です。

医療費控除について

令和4年1月から令和4年12月までの1年間に同じ世帯で支払った医療費などが10万円（所得金額が200万円未満の人は、その5％）を超えた場合、確定申告により税金が軽減されます。

なお、控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますが、建設国保から送付される『医療費通知書（医療費控除申告用・年間分）』（令和5年2月下旬送付予定）により「医療費控除の明細書」の記入が簡略化されますので、ぜひご活用ください。

また、介護保険の該当になり、それを利用して受けた施設サービス及び居宅サービス並びに特定健康診査の受診者で、特定保健指導の積極的支援を受けた者のうち一定基準を満たす方の自己負担額についても医療費控除の対象になります。

★控除額の計算方法

- 令和4年中に支払った医療費の総額 — 保険給付金等で補てんされる金額（※） … A
 - 10万円（総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5％） … B
- A — B = 医療費控除額（最高200万円まで）

（※）保険金等で補てんされる金額とは

- 建設国保から支給される「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」など。
 - 民間の生命保険・損害保険会社等から支給される「医療保険金」、「傷害費用保険金」、「入院給付金」など、医療費の補てんを目的として支払われる給付金。
- ◎上記補てん額がある場合は、医療費通知に記載された患者負担額と、実際に負担された額が異なる為、ご自身で額を訂正し申告していただく必要があります。

★控除の対象になるもの

（例）・医師、歯科医師などによる治療費

- 入院時の食事代や部屋代、通院にかかる交通費（自家用車のガソリン代は除く）
- 治療のための医薬品の購入費
- あんま、マッサージ、指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術料
- 保健師、看護師などに支払った療養上の世話の費用
- 出産の費用
- 義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費
- 6ヶ月以上寝たきりで医師などが必要と認めた人のおむつ代（医師のおむつ使用証明書が必要）

◎健康診断の費用、美容整形の費用、疾病予防や健康増進を目的とした医薬品・健康食品の購入費用などは、控除の対象になりませんので注意してください。

◎医師、歯科医師などによる治療費以外で支払われた医療費等については「医療費通知書（医療費控除申告用）」に記載されていない為、別途、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。

- 医療費控除の詳細につきましては、最寄の税務署等にご確認ください。



セルフメディケーション（自主服薬）税制について

「セルフメディケーション（自主服薬）税制」とは、（※1）スイッチOTC医薬品の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の購入費用について、従来の医療費控除ではなく、新たな所得控除の適用を受けることができる制度です。（令和8年分までの減税措置）

この制度の適用を受けるには、申告される方がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防等（※2）一定の取組を行い、令和5年1月1日以降に令和4年分の確定申告書を提出の際には、セルフメディケーション税制の明細書を添付する必要があります。また、令和3年分以前の確定申告書を提出の際には、明細書の他に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。この所得控除を申請しようとする組合員の方で、建設国保の証明が必要な方につきましては、各地域連合事務所へ証明依頼をしていただければ、建設国保で実施の有無を確認し、証明いたします。

（※1）スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で、対象製品であることを示す識別マークが表示されます。また、対象製品を購入した際には、レシートに対象製品であることが表示されます。

（※2）一定の取組とは

次の①から⑤の健診等または予防接種（医師の関与があるものに限る）をいいます。
①予防接種 ②がん検診 ③定期健康診断（事業所健診） ④特定健康診査、特定保健指導 ⑤健康診査（人間ドック等）

★控除される金額

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの年間購入金額が合計で12,000円を超えた部分が控除の対象となり、金額の上限は88,000円となっています。

なお、生計を一にしている家族分も含まれます。

注意

- ◎申告される方が一定の取組を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。
- ◎従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。
- ◎領収書の添付、提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は、確認のために税務署から提示、提出を求められる場合がありますので、領収書はきちんと保管しましょう。
- ・その他、本税制の詳細につきましては、国税庁のホームページ等をご覧ください。

匠の技を身につけよう

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会
広島県建築高等職業訓練校

入校生を募集 (64期)

資格取得(建築士・技能士)を目指そう

入校の
申込期間
令和4年10月1日～
翌年3月10日まで
※定員は先着10人
パンフレットはこちらの訓練校HPより▶



入校申し込み、訓練時間、入校金、授業料などのお問い合わせ先

〒733-0013 広島市西区横川新町8-12

電話:082-292-7798

FAX:082-294-0248



国保組合関係予算案 2,705.4億円

概算医療費大幅減の見積り押し返す

2023(令和5)年度～ 国保組合関係予算案の内訳

【内 訳】	2022年度 予算	2023年度 予算案	増 減
定率補助	1,560.0億円	1,562.8億円	+2.8億円
調整補助金	1,047.1億円	1,058.6億円	+11.5億円
出産育児一時金補助金	17.6億円	21.4億円	+3.8億円
出産育児一時金補助金 (増額に伴う支援措置)	-	2.2億円	+2.2億円
高額医療費共同事業 補助金	30.7億円	32.9億円	+2.1億円
事務費負担金	21.6億円	21.7億円	+0.1億円
特定健診・保健指導 補助金等	5.7億円	5.7億円	±0.0億円
計	2,682.7億円	2,705.4億円	±22.6億円

※項目毎に四捨五入しています

厳しい情勢も
増額確保!!

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

★確定申告時の職業等記載について★

確定申告の書類は、当組合が3年に一度実施している業種調査など様々な手続きの証明書類としても使用できます。申告の際には記入漏れのないようにし、職業欄、屋号・雅号欄は、具体的な業種・職種と屋号を記入するようにしましょう。

★医療費通知書の送付について★

令和3年分は隔月で送付しておりました医療費通知書が、令和4年分より年2回の送付に変更となっています。また1年分をまとめた医療費控除申告用の医療費通知書は例年通り送付しますので、ご活用ください。

- 2月上旬送付：1月診療分～10月診療分（※）
〔※こちらの医療費通知書で確定申告する場合、別途11月・12月診療分の領収書等が必要となります。〕
- 2月下旬送付：年間分（1月診療分～12月診療分）
- 3月上旬送付：11月・12月診療分

★健康づくりビンゴ表はクリア出来ていますか?★

「健康づくりビンゴ」のクリア期限が令和5年3月31日と近づいてきました。

例年3月中旬に応募ハガキをご自宅へ郵送しておりましたが、今度より4月下旬の郵送に変更となります。今回から完成したビンゴ数に応じた応募ハガキを郵送しますので、届きましたら、対象賞品から希望の品をひとつ選択し令和5年5月31日までに応募してください。

ビンゴ完成を目指して一マスでも多くクリアするとともに、これからも健康づくりを習慣づけていきましょう。

1月1日の
組織人員
12,028人

労働安全標語 一瞬の
注意怠り
命取り

第2地連 芦品 大工谷 光平さん
令和4年度・最優秀賞

労災保険に入りましょう
労働災害地連別件数一覧表
令和4年12月分

地連名	件数
第1地連 福山	3
第2地連 芦品	4
第3地連 しまなみ	2 (2)
第5地連 瀬戸内	1 (2)
第7地連 広島	4 (1)
第8地連 広島西	3
第9地連 広島北	(2)
第10地連 高陽	2
第11地連 三次	(2)
第12地連 庄原	(1)
計	19 (10)

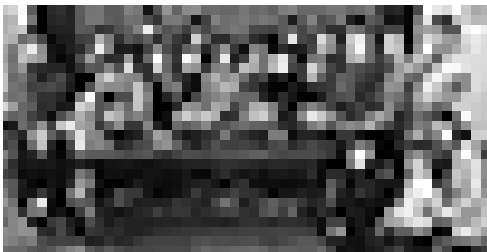
() 内は一人親方

労災事故発生原因

内 容	件数
転 墜	10
打 撲 ・ 捻 挫	7
工 具 ・ 機 械	5
職 業 病	2
切 れ ・ こ す れ	2
交 通 事 故	1
転 倒	1
崩 壊 ・ 東 海	1
計	29

「カンガルーマーク」
クイズ

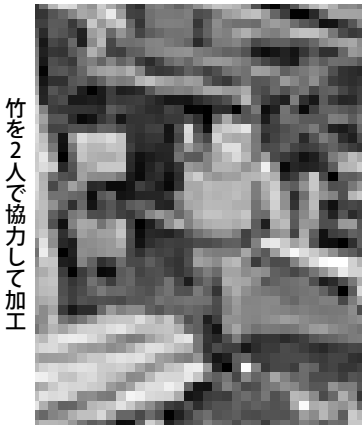
紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・「広建新報」に「いつどこで感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能(組合員専用「ページ」です。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末(消印有効)までです(正解・1月号は5個)。



個性が光る素敵な作品を前に撮影

【主婦の会会長・下岡多美枝】12月3日(土)、第11地連三次主婦の会は、毎年恒例のフラワーアレンジメントを甲田人権会館で開催。26年間指導されているフラワーショップわかばの山本先生の指導の下、新型コロナウイルス対策として十分な距離をとったりと、安全、衛生を一番に活動を行いました。ポンポン菊・カーネーション・スターチスなど色とりどりのお花を使用。花を生ける位置を1回で決めないとオアシスの穴が大きくな

毎年恒例の門松作り 甲奴町内3カ所に設置



竹を2人で協力して加工

【大前良彦】12月18日(日)に、毎年恒例行事の門松作りを行いました。設置箇所は甲奴町内の甲奴駅、道の駅、福祉施設、福施山荘の3カ所です。午前中の活動が十分に行えない中、年末の最終行事として、門松作りを組合員さんと一緒にできたことは、1年が過ぎたという実感で、これからはまた来年もケガや事故無く、一年頑張ろうという気持ちで再確認することができたと思います。

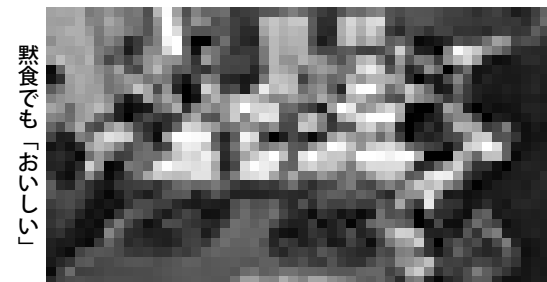
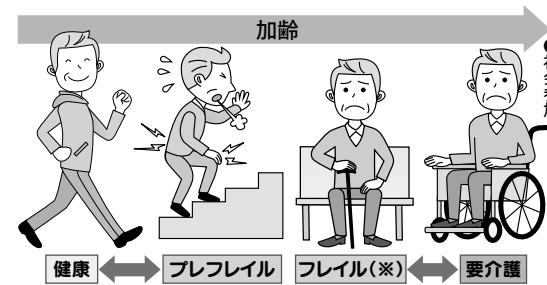
普段なかなか見ることの出来ない角度から、宮島の大鳥居、広島ベイブリッジなどを見て回ることができ、おいしい料理をいただきながら、大人も子供も楽しめた良い地区行事ができました。真はありますが、また来年も何か企画したいと思える良い機会になったと思います。

3月	2月
18日	15日
13日	17日
12日	18日
11日	19日
10日	25日
6日	26日
5日	27日
2日	28日
第2地連定期大会	建設国保組合会
第5地連定期大会	委員長・書記長・地連長会議
第7地連手作りみそ講習会	
第9地連定期大会	
第11地連定期大会	
第12地連定期大会	
第13地連定期大会	
第14地連定期大会	
第15地連定期大会	
第16地連定期大会	
第17地連定期大会	
第18地連定期大会	
第19地連定期大会	
第20地連定期大会	
第21地連定期大会	
第22地連定期大会	
第23地連定期大会	
第24地連定期大会	
第25地連定期大会	
第26地連定期大会	
第27地連定期大会	
第28地連定期大会	
第29地連定期大会	
第30地連定期大会	
第31地連定期大会	
第32地連定期大会	
第33地連定期大会	
第34地連定期大会	
第35地連定期大会	
第36地連定期大会	
第37地連定期大会	
第38地連定期大会	
第39地連定期大会	
第40地連定期大会	
第41地連定期大会	
第42地連定期大会	
第43地連定期大会	
第44地連定期大会	
第45地連定期大会	
第46地連定期大会	
第47地連定期大会	
第48地連定期大会	
第49地連定期大会	
第50地連定期大会	
第51地連定期大会	
第52地連定期大会	
第53地連定期大会	
第54地連定期大会	
第55地連定期大会	
第56地連定期大会	
第57地連定期大会	
第58地連定期大会	
第59地連定期大会	
第60地連定期大会	
第61地連定期大会	
第62地連定期大会	
第63地連定期大会	
第64地連定期大会	
第65地連定期大会	
第66地連定期大会	
第67地連定期大会	

※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。

色とりどりの花 アレンジメントに奮闘

【主婦の会会長・下岡多美枝】12月3日(土)、第11地連三次主婦の会は、毎年恒例のフラワーアレンジメントを甲田人権会館で開催。26年間指導されているフラワーショップわかばの山本先生の指導の下、新型コロナウイルス対策として十分な距離をとったりと、安全、衛生を一番に活動を行いました。ポンポン菊・カーネーション・スターチスなど色とりどりのお花を使用。花を生ける位置を1回で決めないとオアシスの穴が大きくな



【主婦の会会長・稗田和子】11月15日(火)に「バライル予防のための3つのアプローチ」①栄養(食・口腔機能)②身体活動③社会参加

【大前良彦】12月18日(日)に、毎年恒例行事の門松作りを行いました。設置箇所は甲奴町内の甲奴駅、道の駅、福祉施設、福施山荘の3カ所です。午前中の活動が十分に行えない中、年末の最終行事として、門松作りを組合員さんと一緒にできたことは、1年が過ぎたという実感で、これからはまた来年もケガや事故無く、一年頑張ろうという気持ちで再確認することができたと思います。

【東地区地区長・中須賀真也】11月5日(土)に東地区・安芸東地区合同で、宇品港から出港の銀河ディナークルーズに行ってきました。総勢45人の参加で、地連から渡邊副地連長、五葉木書記次長に来ていただきました。

【東地区地区長・中須賀真也】11月5日(土)に東地区・安芸東地区合同で、宇品港から出港の銀河ディナークルーズに行ってきました。総勢45人の参加で、地連から渡邊副地連長、五葉木書記次長に来ていただきました。

料理でフレイル予防 手際よく4品を調理

【主婦の会会長・稗田和子】11月15日(火)に「バライル予防のための3つのアプローチ」①栄養(食・口腔機能)②身体活動③社会参加

【大前良彦】12月18日(日)に、毎年恒例行事の門松作りを行いました。設置箇所は甲奴町内の甲奴駅、道の駅、福祉施設、福施山荘の3カ所です。午前中の活動が十分に行えない中、年末の最終行事として、門松作りを組合員さんと一緒にできたことは、1年が過ぎたという実感で、これからはまた来年もケガや事故無く、一年頑張ろうという気持ちで再確認することができたと思います。

【東地区地区長・中須賀真也】11月5日(土)に東地区・安芸東地区合同で、宇品港から出港の銀河ディナークルーズに行ってきました。総勢45人の参加で、地連から渡邊副地連長、五葉木書記次長に来ていただきました。

【東地区地区長・中須賀真也】11月5日(土)に東地区・安芸東地区合同で、宇品港から出港の銀河ディナークルーズに行ってきました。総勢45人の参加で、地連から渡邊副地連長、五葉木書記次長に来ていただきました。

組合共済
「入学祝」
給付申請は
本年3月31日まで

2020年4月に小学校・中学校へ入学されたお子さまに対して給付(小学校2万円、中学校1万円)されます。申請がお済みでない方は、所属の地連へお問い合わせください。

金一封
資格取得奨励金・報奨金
申請期限は資格取得日から3年以内
2020年に取得された給付対象の資格は資格取得日から3年以内が請求可能です。申請がお済みでない方は、所属の地連へお問い合わせください。

【社保対専門委員・中田健一】第10地連高陽で3年ぶりに親睦旅行に行ってきました。時は11月20日(日)早朝より、四国は愛媛県の道後温泉へいざ出陣！